

学位研究 第7号 平成10年3月 (研究ノート・資料)

[学位授与機構研究紀要]

工学の博士学位記
——大正・昭和・平成——

Diplomas for the Doctoral Degrees Conferred in the Field of Engineering
in Taisho, Showa and Heisei Eras

齋藤 安俊
Yasutoshi SAITO

工学の博士学位記

—大正・昭和・平成—

齋藤安俊*

1. 緒言

現在、わが国で博士の学位を取得するのは、「課程修了」および「論文提出」という2つの方式によって可能である。これは第2次世界大戦後の教育改革において、アメリカ式ともいえる大学院制度が導入され、新制度による博士の学位は「大学院の博士課程を修了した者に授与する」ことになったと同時に、それ以前に行われていた論文提出による学位授与方式が温存された結果である。論文提出による方式は、「大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者にも授与することができる」と定められたことによるもので、審査基準を大学院博士課程修了による「課程博士」に置くことを明確にしているものの、形式的には旧制学位として大正9年から昭和37年まで続いてきた唯一の学位、「論文博士」に相当するものといえる。

一方、新制学位としての博士の学位は、授与した大学名を付記して旧制度による学位と区別することがうたわれてはいるが、旧制博士と同様に学位の種類として専攻分野を限定的に列挙して「〇〇博士」と表示されてきた。しかしながら、平成3年7月に行われた大きな大学改革の中で、2本立ての博士の学位授与方式は基本的には変わらなかったものの、学位の種類については、それまでの列挙方式を廃止し、適切な専攻分野の名称を付記して「博士（〇〇）」と表示することになった。

以上に述べた博士論文提出のみによる旧制学位、「課程博士」と「論文博士」による新制学位、そして博士（〇〇）で表示される平成3年7月以降の学位は、いずれもそれぞれの時代の学問的背景、社会的情勢などに対応して性格が規定されているが、授与される学位記はどのように異なるかを知ることは興味深い。そこで本ノートでは、3代（父・子・孫）にわたって国立大学より工学の博士の学位を授与された1つの例について、その時期が大正、昭和および平成の年代でそれぞれ上記3つの範疇に相当することから、学位記の記述内容を紹介して参考に供したい。それに加えて、これらの関係者が学部卒業にあたり授与された証書の記述内容にも言及する。本ノートに示す学位記および卒業証書は、全国の大学から見ればごく一部にすぎないが、3年代にわたる博士の学位などが制度の上でどのような位置に置かれていたかの一端を示すものと考えられる。なお、それぞれの授与時期における博士の学位令などに関しては、い

*学位授与機構審査研究部教授

くつかの文献^{1)~3)}から引用した。また、取得者個人の問題に関わることから、氏名をはじめ、学位が授与された時期、大学名などは原則として伏せることとした。ただし、故人に係る一部については、授与当時の背景を理解しやすくするため、授与の時期などを記載した。また、大学、学長（総長）および学部長（分科大学長）などの公印の位置は省略した。

2. 旧制度による工学の博士学位記

わが国の博士の学位は、明治20年、勅令第十三号による学位令に端を発する。これはのちに改定されたことから第一次学位令とも呼ばれるが、「帝国大学大学院ニ入り定規ノ試験ヲ経タル者」に授与され、これは明治19年に公布された帝国大学令が定めた「大学院ニ入り学術技芸の蘊奥ヲ攻究シ定規ノ試験ヲ経タル者ニハ学位ヲ授与ス」に対応するものであった¹⁾。さらに、この学位令には「之ト同等以上ノ学力アル者ニ帝国大学評議会ノ議ヲ経テ」授与することも定められていた。

この学位令は明治31年に改正された。その第二次学位令によると、博士の学位は、①「帝国大学大学院ニ入り定規ノ試験ヲ受ケタル者」、②「論文ヲ提出シテ学位ヲ請求シ帝国大学分科大学教授会ニ於テ之ト同等以上ノ学力アリト認メタル者」、③「博士会ニ於テ学位ヲ授クヘキ学力アリト認メタル者」に授与され、さらに、④「帝国大学分科大学教授ニハ当該帝国大学総長ノ推薦ニ依リ文部大臣ニ於テ学位を授クルコトヲ得」ということになった。この第二次学位令による③および④の学位は、「推薦博士」といわれ、世評はきわめて悪かったようであるという¹⁾。そこで、大正9年、第三次学位令として大きく改正された。

第三次学位令では、「学位ヲ授与セラレルヘキ者ハ大学学部研究科ニ於テ2年以上研究ニ従事シ論文ヲ提出シテ学部教員会ノ審査ニ合格シタル者又ハ論文ヲ提出シテ学位ヲ請求シ学部教員会ニ於テ之ト同等以上ノ学力アリト認メタル者トス」となり、ここに「論文博士」のみの旧制学位として昭和37年3月まで続くのである。ここで特筆すべきことは、以前の学位令では学位授与権が文部大臣にあったが、第三次学位令で大学に移ったこと、ならびに提出された論文は学部教員会で審査されると明確に規定されたことである。

本ノートで最初に取り上げる一世は、明治中期の生まれである。大正6年にA帝国大学理科大学を卒業したのち企業に就職したが、当時としては珍しく、現場の片隅の貧弱な試験室で行った研究成果を学位論文としてまとめることができた。学位請求論文は勤務先に近いB帝国大学工学部に提出され、審査の上、大正15年、「工学博士」の学位が授与された。この学位は上述の第三次学位令によるもので、一世は大学の学部または研究科（大学院）で2年以上研究に従事したことはないので、学位令後半にあるそれと同等以上の学力があると認められたわけである。このときの学位記の表示を図1に示す。

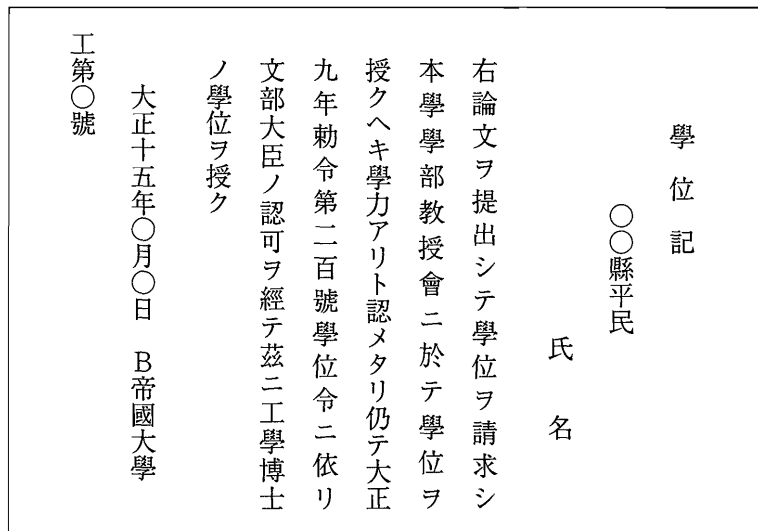


図1 旧制度による工学博士の学位記の例

図1の学位記からも明らかなように、審査が工学部教授会で行われたことがわかる。第三次学位令には、学位審査が学部教員会で行われることが規定されたので、大正から昭和にかけて帝国大学に研究所が併設されるようになると、同一大学でも学部教授は学位審査に携わることができるが、研究所教授はそれができないという問題が生じた。とくに専門分野が近い学部学科と研究所の間では齟齬をきたしたり、誤解を生じて、ややもすれば関係が疎遠になりやすいこともないとはいえなかった。大学あるいは学部によっては、学部教授併任または兼任の形で研究所教授に学位審査の権限を認めたり、申請論文の内容によって研究所教授を副査として審査員に加えることも行われた。とくに後者については、昭和37年3月末日にてこの旧学位制度が消滅する直前のいわゆる駆け込み学位申請が急増したとき、その例が多かったようである。また、そのような場合、学部教授会構成員以外の教授が教授会に出席することになるが、担当する申請者の審査の際に限り出席が認められた例もあったといわれている。

以上のような学部と研究所の関係から、当該大学・学部・学科の卒業生でない研究所の教官などが博士の学位取得の件で苦勞したという弊害があったことは否定できない。すなわち、博士号をもたない研究所の助手、講師、助教授などで卒業生でない場合は、論文がまとまっても学部に申請しにくく、恩師またはその関係者を頼って出身大学に論文を提出したり、とくに上司の教授が卒業生でない場合は、教授の紹介で教授の出身校に申請せざるを得なかった例もあったようである。

3. 新制度による工学の博士学位記

3.1 初期の新制学位記

昭和20年8月15日のポツダム宣言受諾により、わが国は連合国軍によって占領され、アメリカを主とする連合国の管理下に置かれることになった。日本占領および管理の方針は、連合国

最高司令官マッカーサー元帥の指令によって実行に移され、統治機構をはじめとして多くの改革が行われた。昭和21年11月3日には日本国憲法が公布され、同22年5月3日に施行された。また、同年、3月31日に教育基本法および学校教育法が公布され、新学期を期して4月1日に施行されて、新学制に基づく単線型の6・3・3・4制（小学校、中学校、高等学校、大学）を基本とする学校制度が確立された。学校教育法に基づき、一部分の私立大学は昭和23年に、大部分の大学は昭和24年から新制大学に移行し、従来の制度による大学は旧制大学と呼ばれることになった。

新制大学の発足とともに、新しい制度に基づく新制大学院も登場した。学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）では、第六十二条「大学には、大学院を置くことができる」ことになり、同六十五条により「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする」こととされた。学位については、当時は、同六十八条で「博士その他の学位を授与することができる」とされるにとどまったが、学校教育法施行規則（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）第六十八条第一項により、「学位に関する事項は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の定めるところによる」ことになった。

先に述べたように、私立大学の一部は昭和23年から新制大学に移行したが、それにとまって昭和25年度から新制大学院の設置が認められた。これに対して、国公立大学は新制大学としてのスタートが昭和24年度であるから、その時の入学者が4年の学部課程を修了して卒業した昭和28年度から大学院が発足した。それに応じて昭和28年4月1日、学位規則（文部省令第九号）が公布され、学位は「博士」および「修士」となった。したがって、国公立大学大学院では、新制度による最初の修士の学位は昭和30年、博士の学位は昭和33年に授与している。本ノートにおける二世が取得した工学博士の学位は、この制度による初期のもので、学位記の表示は図2に示すとおりである。

B大学は旧B帝国大学であるから、図1の論文提出のみによる旧制の学位記と対照すると、新旧両博士学位の基本的な違いが明らかである。図2に示した工学博士の学位記は、戦後の制度および規則に基づくものであり、当時の学位規則第三条では、「博士の学位は、独創的研究によって新領域を開拓し、学術水準を高め文化の進展に寄与するとともに、専攻の学問分野について研究を指導する能力を有する者に授与するものとする」と規定されている。天野¹⁾によれば、このような性格規定は、博士の学位が依然として研究者の「能力証明書」であると同時に研究上の「業績証明書」であるという二面性をもったことを意味するという。

少なくとも新制1・2回生は、旧制学生と重複して大学に在学しており、専門授業科目の時間数が旧制学生よりも少ないことなどから、何かと比較の対象になった。博士の学位については、新制度では原則的には大学院博士課程の3年間、修士課程の2年を加えても5年間の研究業績で学位取得が可能であるのに対して、旧制度の学位には長年にわたる研究業績の積み重ねが必要で、努力賞の意味合いが含まれていたことは否定できない。したがって、とくに実験を重視する工学博士の学位では、データや学会発表の数などから、新制学位はややもすれば旧制学位に比べて軽く評価され勝ちであった。これに対して、新制大学院初期の博士課程学生には、

旧制学位と遜色のない論文作成を目指して昼夜実験に励んだ者が多かったと思われる。

なお、B大学の大学院工学研究科は、旧B帝国大学時代から設置されていた工学部を中心に、附置研究所の工学系研究部門を加えて発足した。したがって、附置研究所の研究部門にも学生定員が配置され、教官は大学院工学研究科の構成員として、入学者の選考、授業、学位審査など、学部教官とまったく同じ立場で担当することになった。この点、前項で述べた旧制度時代の問題点は大きく改善されたといえる。ただし、旧帝国大学によっては、附置研究所教官には大学院学生が配属されず、学部学科の主導権が強すぎるという不満が発足時からもたれ、それは近年の大学院重点化が実施されるまで続いた例もあったようである。

學位記	本籍(都道府県名)
氏名	年月 日生
本學大學院工學研究科○○工學專攻の博士課程において所定の単位を修得し學位論文の審査および最終試験に合格したので工學博士の學位を授與する	
昭和○年○月○日	B大學
工博第○號	

図2 新制度による初期の工学博士の学位記の例

3.2 平成の新制学位記

平成3年7月に行われた大学をめぐる種々の改革の中で、学位制度が見直され、関係法令が改正された。それに先立つ同年2月の大学審議会第2次答申では、「課程制大学院制度の趣旨に沿ってすべての分野において博士の学位の授与の円滑化を図るとともに、学術研究の高度化、学際領域への展開等の状況に柔軟に対処するため、博士の学位の種類について学位規則により限定的に列挙するという現行の方式は廃止する」という改善案が提出された。その結果、学位規則第十条により、「学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする」ことになり、緒言でも述べた趣旨に従って、工学博士にほぼ相当する博士の学位は「博士(工学)」のように表示することになった。本ノートの三世が工学の博士の学位を取得したのはC大学であり、その学位記は横書きで図3のようになっている。なお、C大学は旧制時代からアメリカ式の大学教育の導入に積極的で、先述の旧帝大のような学部と研究所の間の壁は低かったようである。

工博第〇号
学 位 記
本籍（都道府県名）
氏 名
年 月 日生
本学大学院〇〇学研究科
〇〇〇〇工学専攻の博士
課程において所定の単位
を修得し学位論文の審査
及び最終試験に合格した
ので博士（工学）の学位
を授与する
平成〇年〇月〇日
C大学

図3 平成3年7月以降の工学の博士学位記の例(1)

昭和49年に行われた学位規則改正により、「博士の学位は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものとする」となった。これを前節で述べた新制度初期の学位規則と比較すると、「独創的研究」、「新領域」、「学術水準」、「文化の進展」、「研究を指導する能力」が消えており、初期の性格規定は寺沢³⁾によると、戦前の「博士」のイメージを色濃く負ったものであり、人文・社会科学分野からみれば、3年や5年で達成される目標ではなかったという。現在は、大学院設置基準（昭和四十九年六月二十日 文部省令第二十八号）第四条において、博士課程は、改正学位規則の上記括弧内を目的とすると定められている。

学位記
本籍（都道府県名）
氏 名
年 月 日生
本学大学院工学研究科〇〇学専攻
の博士課程において博士論文の審
査及び最終試験に合格したので博
士（工学）の学位を授与する
平成〇年〇月〇日
B大学
工博第〇号

図4 平成3年7月以降の工学の博士学位記の例(2)

ここで、同一大学院における学位記の平成3年7月を境にした前後の違いを比較するため、B大学大学院工学研究科学生便覧平成8年度版から「課程博士」学位記の様式を引用して図4に示す。

これによると、博士の学位の表記が「工学博士」ではなく「博士（工学）」に変わったのは当然であるが、新制度初期のB大学の学位記（図2）と同一研究科でありながら「所定の単位を修得し」が見られない。その後の学位に関する性格や規則が変わったことに対応したことも考えられるが、同時期のC大学の学位記（図3）は約40年前のB大学の学位記と様式はほとんど同じである。B大学が「所定の単位を修得し」を除いた意図は不明であるが、現在の博士の学位が「課程博士」と「論文博士」の二本立てであっても、緒言で述べたように大学院博士課程修了に審査基準を置くことを考慮すると、「所定の単位を修得し」のもつ意味は大きいのではないかと考えられる。

4. 大学の卒業証書

寺沢³⁾によると、わが国の学位制度の第I期は、文部省が学制を制定した明治5年から帝国大学が発足した明治19年までの黎明期で、この間に創立された東京大学が卒業者に与えた「学士」は学位であった。しかしながら、帝国大学の発足後はアメリカなどの学位であるBachelorに事実上相当しながら、平成3年7月に「学士」が学位に位置づけられるまでの長い間、学士は単なる称号であった。したがって、学部の課程を修了した者に大学が授与するのは学位記ではなく、卒業証書であって、その授与式は「卒業式」であった。本ノートの目的は、博士学位記の記述法の大正・昭和・平成3代におよぶ変遷を示すことにあるが、平成3年7月に「学士」が学位に位置づけられるまで、卒業証書はどのように記述されていたか、また、卒業者に与えられる、あるいは認められる称号の「学士」は証書とどのような結びつきがあったかを明らかにすることも、わが国の学位制度研究の一端を占めるものと考えられる。そこで、本ノートでとりあげた工学博士取得関係者の例で、卒業証書のいくつかの内容を示すことにする。

まず本ノートの一世の大学の卒業証書を図5に示す。文体は別として、現代感覚から大きな違和感があるのは本籍県の後に「平民」が付記されていることである。明治2年に制定された族称において、平民は華族・士族の下位に区分されていたが、士族といっても法律上の特権はなく平民と同等であった。大正3年の戸籍法で、華族・士族のみ戸籍に記載することになったが、戸籍用紙から族称の欄が消えたのは昭和13年である⁴⁾。

参考までに、明治後期（40年代）の東京帝国大学の卒業証書を図6に示す。この証書は、後に中央气象台長として、さらに随筆家としても知られた故藤原咲平博士とはクラスメートであり、「如骨（じょこつ）」の愛称で親しまれながら、若しくて他界した人⁵⁾のものである。図より明らかのように、「卒業証書」も本籍や族称も記載されていない。国家権力の権化のように思われた東京帝国大学であるが、図5のA帝国大学と年代に僅かな差異があるとはいえ、封建的色彩の濃い事項の記載がなされていないことは興味深い。なお、族称が廃止されたのは実に敗戦後の昭和22年である。

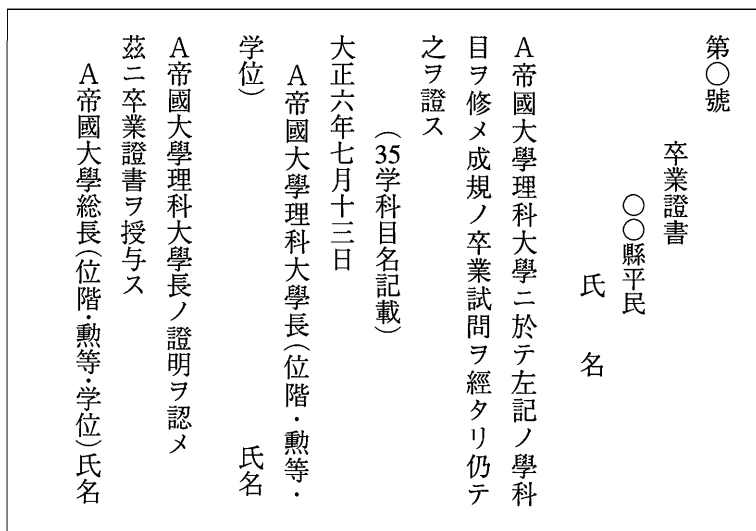


図5 大正前期の大学の卒業證書の例

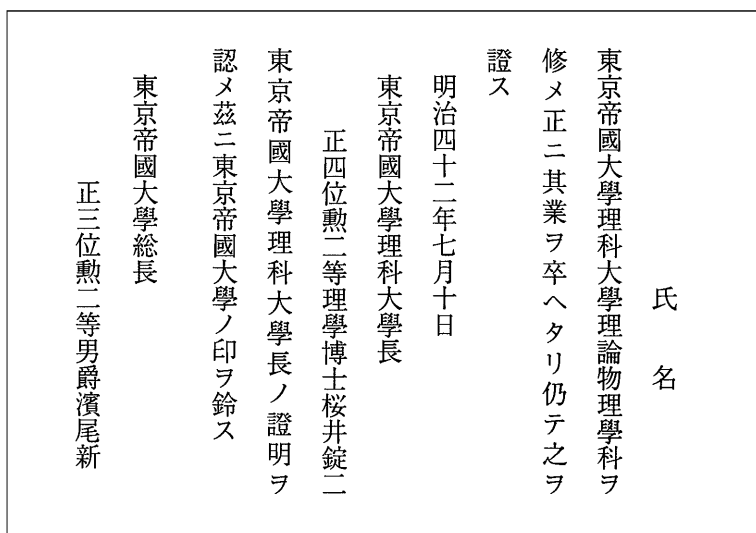


図6 明治後期の大学の卒業證書の例

図5に示す卒業證書によってA帝國大學を卒業した一世は、旧制高等学校の卒業者である。明治19年に帝國大學が設置されてから、帝國大學への予備教育と高度の実務教育を行う目的で、高等中学校が設置された。明治27年には高等学校令を公布して、帝國大學の予備教育を主体とした高等中学校を専門学科を教授する高等学校に改変した。その結果、高等学校は修業年限4年の専門学部と帝國大學の予備教育を行う3年の大學予科とから構成されることになった。高等学校によって、法学部・医学部・工学部が設置されたが、明治30年代に入って医学部が医学専門学校として独立したり、法学部・工学部は廃止されて、高等学校は大學予科のみとなった⁶⁷⁾。一世が高等学校を卒業したのはこの時代であり、その制度は大正7年の高等学校令改正まで続くのである。

図7に大学予科修了を認めた旧制高等学校の卒業証書を示す。明治後期および大正前期の帝国大学の卒業証書とともに、当時の卒業期は7月（したがって入学は9月）であったことがわかる。

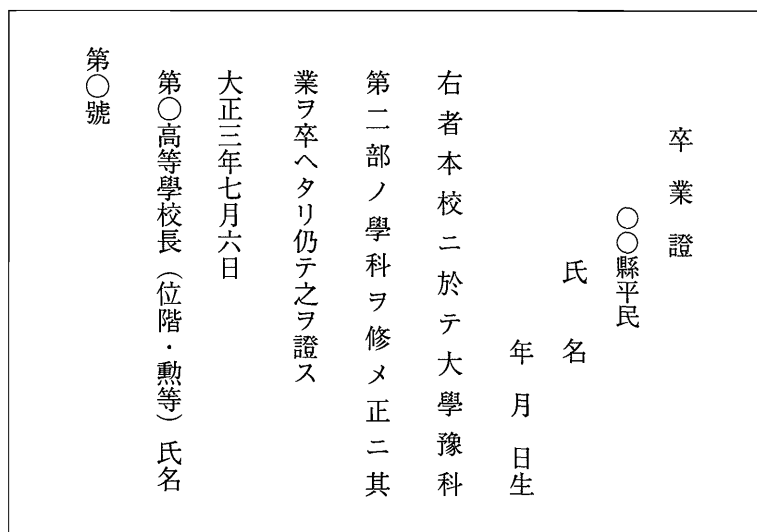


図7 大正前期の高等学校の卒業証書の例

以上の明治・大正両時代の卒業証書と対比するため、新制大学初期の卒業証書の一例を図8に示す。図5および図6を含めて明らかなことは、明治の帝国大学以来、学科または課程の修了、所定の授業科目の履修などを古くは分科大学長、現代では学部長が証明し、それを総長・学長が認めて卒業させ、学士と称することを認めてきた。学士が学位に位置づけられた現在は、学士の学位を授与することを記載し、卒業証書は学位記に改められたようである。

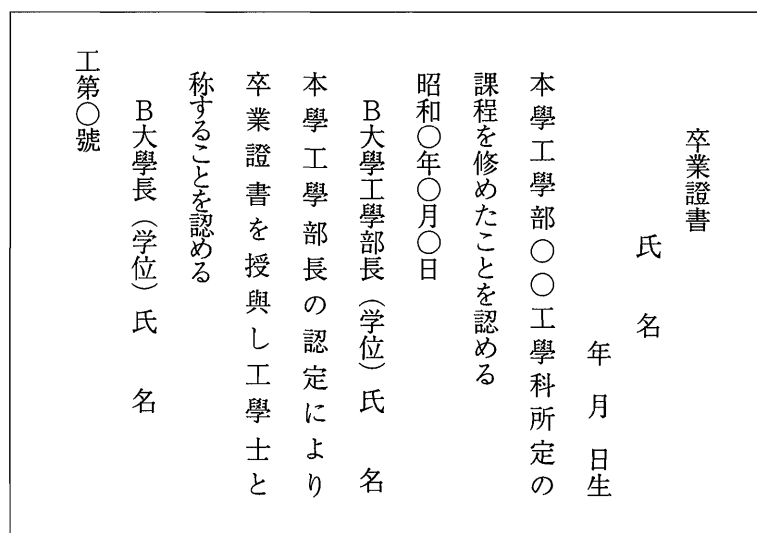


図8 新制大学初期の卒業証書の例

5. 結 言

本ノートでは、3世代にわたって国立大学より工学の博士の学位を授与され、学位記がまとめて保存されている1つの例について、学位授与の時期がそれぞれ大正、昭和、平成の年代であり、新旧学位制度にもまたがることから、学位記の記述内容を紹介した。学位記の様式は大学・大学院によって異なるものと思われるが、本ノートで引用した博士の学位授与は3代とも国立大学で行われており、そのうちの2校は同一大学である。学位記は、当然、授与される時点における学位に関する規則や基準に沿って記述されているので、大学・大学院によって差はあっても、それほど大きくはないと思われる。学位記のほか、関係者の卒業証書の一部も示し、その変遷についても若干の説明を加えた。

本ノートに例示した学位記および卒業証書は、全国の大学から見ればごく一部にすぎないが、3つの年代にわたる博士の学位が制度の上でどのような位置に置かれていたかの一端を示すものと考えられる。同時に、卒業証書についても、学位記とともにそれぞれの背景と照らし合わせることは興味深い。

なお、著者⁸⁾はさきに、工学修士または修士(工学)をMaster of Engineering、工学博士または博士(工学)をDoctor of Engineeringとそれぞれ直訳することには問題があることを指摘した。したがって、本ノートの英文要旨では、工学の博士をこのような直訳にすることを避けた表現とした。また、「学位記」についてはアメリカの学位に関する成書の1つ⁹⁾に記載されている“Diploma”に相当するものとした。

参 考 文 献

- 1) 天野郁夫：「日本の学位制度－その変遷」, IDE・現代の高等教育, 1977年2月号, pp. 30～38 (1977).
- 2) 戸田修三：「戦後の学位の変遷過程」, (財)大学基準協会会報第70号(通算No. 10), pp. 4～16 (1993).
- 3) 寺崎昌男：「日本の学位制度をふりかえる」, (財)大学基準協会会報第70号(通算No. 10), pp. 17～29 (1993).
- 4) 百瀬 孝(著), 伊藤 隆(監修): 事典昭和戦前期の日本 制度と実態, 吉川弘文館, p.5 (1990).
- 5) 藤原咲平：「如骨伝」, (東京帝国大学)理学部会誌, No. 2, pp. 37～40 (1925).
- 6) 文部省：「学制百二十年史」3版, p.42, (株)ぎょうせい, (1993).
- 7) 天野郁夫：旧制専門学校, 日経新書293, 日本経済新聞社, (1978).
- 8) 齋藤安俊：「アメリカにおける工学系の上級学位」, 学位研究, No. 5, pp. 3～57 (1996).
- 9) E. Walters: “Degrees, Diplomas, and Academic Costume”, Handbook of College and University Administration: Academic, Asa S. Knowles (ed.), Chapter 14, pp. 2-206～2-222, McGraw-Hill (1970).

[ABSTRACT]

Diplomas for the Doctoral Degree Conferred in the Field of Engineering in Taisho, Showa and Heisei Eras

Yasutoshi SAITO*

A few examples have been presented on the diplomas for the doctoral degrees conferred in the field of engineering by some national universities in three eras of Taisho(1912–1926), Showa(1926–1989) and Heisei(1989–present). These diplomas have been explained referring to the system and regulation of the degrees and the standard of the assessment in respective eras. The certificates for the university graduation have also been presented by a few examples showing some differences.

*Professor, National Institution for Academic Degrees

